

虐待防止のための指針

第1条 虐待防止のための指針作成の目的

サービスを提供するにあたり、人権擁護の観点から日常生活の質を保障するため「支援の本質」とは何かを全職員に周知し、虐待のない支援実践に向けて活動するための方法を検討するなど、サービス提供事業所及び法人全体で「虐待防止」に取り組むための指針とすることを目的として作成する。

第2条 虐待防止に関する基本的な考え方

一般社団法人ソーシャルイノベーション(以下、「当法人」とする。)は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に基づき、いかなる時も障害者に対して虐待を行ってはならない。

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身の世話をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する など

第3条 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

1. 虐待防止委員会の設置

当法人では、虐待防止に向けて多種多様な事例の検討及び多角視点からの対策を図るために法人内事業所が連携し「虐待防止委員会(以下、「委員会」とする)を一体的に設置する。

委員会は年に1回以上開催するものとし、虐待防止委員会や関係する職種等、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議とも一体的に行う場合がある。

さらに会議の実施にあたっては、オンライン会議システムを用いる場合がある。

2. 委員会の役割

委員会は虐待防止を進めるため、以下のことを行う。

- ① 虐待防止に関する指針等の策定や見直し
- ② 実際に発生した虐待事例の分析検討をはじめ、虐待を未然に防ぐ職場環境の確認等を行う
- ③ 報告された事例及び検討結果、対策を職員に周知徹底する
- ④ 教育研修の企画・実施
- ⑤ 日常的支援を見直し、障害者に対して人として尊厳のある支援が行われているかを検討する

3. 委員会の構成員とその役割

委員会は、法人の理事、各事業所の職員等で構成する。

なお、必要に応じて協力医療機関の医師や看護師等、専門的知見を有する第三者の助言を得る。

委員会の委員長は施設長、委員は直接支援員、事業所責任者は各事業所のサービス管理責任者とする。

また、各事業所には虐待防止責任者を設置する。

事業所責任者を虐待防止責任者として各事業所に配置する。

第4条 虐待防止のための職員研修に関する事項

委員会は、職員教育をすすめるために以下の内容について検討、実施する。

- ① 新規採用時に虐待防止の研修の実施
- ② 年1回以上の虐待防止に関する教育を行うための研修を実施
- ③ 虐待防止に関する研修等外部研修の活用
- ④ 研修の実施内容の記録

第5条 法人内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する事項

① 施設内で虐待(若しくは虐待と疑われる事案)を発見した従業員は、速やかに事業所の管理者及び虐待防止責任者に報告する。

② 報告を受けた事業所の管理者又は虐待防止責任者は、姫路市及び虐待を受けた障害者に係る支給決定市町村の虐待担当窓口はその旨を通報することとする。

③ 事業所の管理者あるいは虐待防止責任者が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、虐待を発見した従業員が委員長及び直接所管の市町村の虐待通報窓口へ通報することとする。

④ 虐待を発見し管理者等に報告した従業者、虐待若しくは虐待と疑われる事案を市町村に通報した従業者に対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。

姫路市 虐待通報窓口	姫路市障害者虐待防止センター Tel: 079-221-2432
---------------	-------------------------------------

第6条 虐待が発生した場合の対応方法に関する事項

① 当該報告を受けた者は、虐待を実施したと思われる職員に聴き取りを行い、具体的な状況、時刻等を確認したうえで虐待防止責任者への報告を行う。

虐待防止責任者は、虐待の事実が発覚した場合は速やかに本人及び家族への謝罪を行い、行政担当部局への報告を行う。

② 委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査または再検討を虐待防止責任者に指示する。

第7条 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又は利用者の家族に対して、利用可能な日常生活自立支援事業や成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

第8条 利用者等による本方針の閲覧に関する事項

当該指針については、だれでも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページにも掲載するものとする。

第9条 その他虐待防止の推進に関する事項

① 虐待をしない支援を提供していくために支援に関わる職員全体で十分に議論して共通認識を持ち、虐待をなくしていくよう取り組む。

② 利用者、その家族、利用者の代理人から苦情があった場合は、苦情受付担当者が随時受け付け、苦情解決責任者に報告する。

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努める。

附則

この指針は、令和5年9月1日から施行する。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。